

～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～

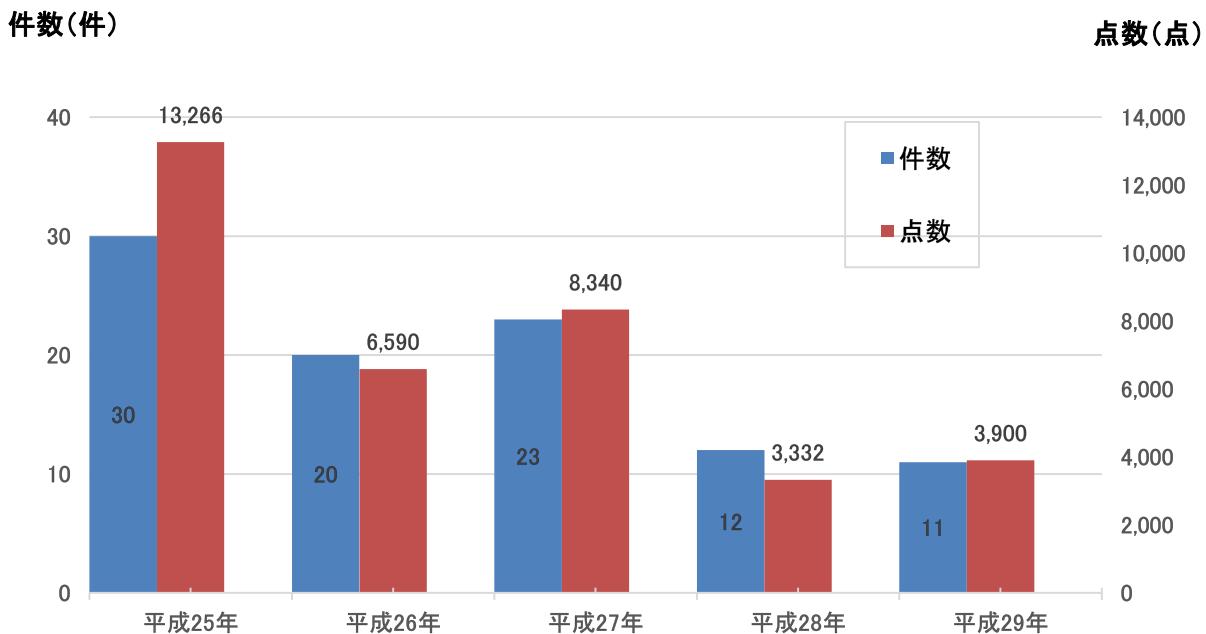
【平成29年分】

財務省及び税関では毎年、偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況について集計を行っております。神戸税関においても、今般、平成29年1月から12月までの状況について取りまとめましたのでお知らせいたします。

平成29年1月から12月までの間に、神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、11件（平成28年は12件）、3,900点（平成28年は3,332点）でした。

税関では、国民生活の安全・安心及び健全な経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成25年～29年）



（注）「差止件数」及び「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物の件数及び点数をそれぞれ計上したものです。

（参考）平成29年における輸出差止件数は0件でした。

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。(別添参考、告発事例参照)

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。(輸出は、回路配置利用権を除く。)

3. 平成 29 年における差止めの状況

(1) 仕出国 (地域) 別

仕出国別では、昨年と同様、中国仕出しの貨物からの発見が 6 件と最多となっており、香港、韓国、アメリカ合衆国、台湾、アラブ首長国連邦仕出しの貨物からの発見が各 1 件ありました。

(2) 権利別

権利別では、商標権を侵害するものが 8 件、意匠権が 2 件、特許権が 1 件となっております。

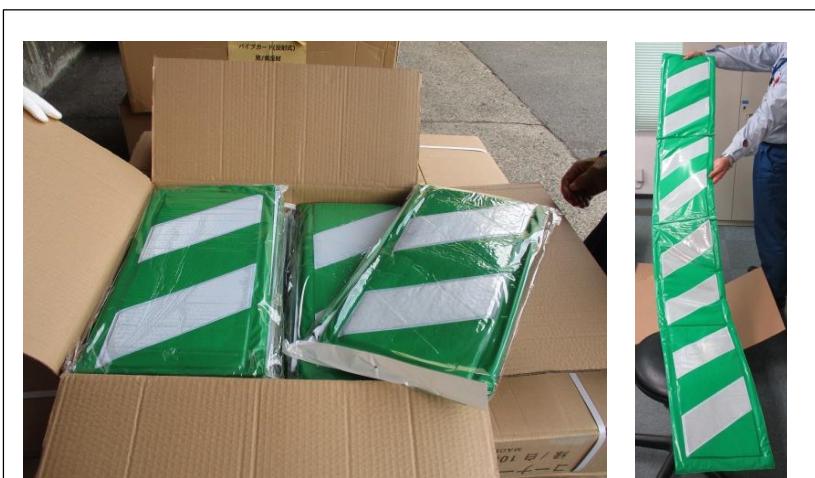
(3) 品目別

品目別の件数では、電気製品 2 件、アウトドア用品 2 件、自動車付属品 2 件、バッグ類 1 件、その他 4 件でした。品目別の点数では、電気製品 1,950 点、アウトドア用品が 540 点、バッグ類付属品 400 点、バッグ類が 300 点、その他 710 点でした。

4. 差止品目について

実際に神戸税関で差止めた貨物の例を紹介します。

(1) 特許権 (コーナークッション)



(2) 意匠権（魚掴み器、ネックライト）



(3) 商標権（バッグ、フード付きストール）



全国版差止実績はコチラから

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部
税関広報広聴室
078-333-3028

告発事例

事例1. 商標権を侵害するスマートフォンケースの密輸入事犯を告発

平成29年4月、神戸税関は、鳥取県警察と共同調査を実施し、香港から商標権を侵害するスマートフォンケース210点を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発しました。



事例2. 商標権を侵害するステッカーの密輸入事犯を告発

平成29年11月、神戸税関は、岡山県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するステッカー81点を密輸入した中国人男性を関税法違反で告発しました。



税関知的財産啓発ポスター
「ニセモノなのは知っていた／後悔するなんて思わなかった」



税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水蔵で取り締まっています。
知的財産侵害物品は、使用又は採取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



税關

Japan Customs